　　　　　　　大阪府消費者教育推進地域協議会設置要綱

（設置）

第一条　大阪府における消費者教育を推進するため、大阪府消費者教育推進地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第二条　協議会は次に掲げる事務を行うものとする。

（１）消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して、協議会の構成員相互の情報交換及び調整を行うこと。

（２）大阪府消費者教育推進計画（大阪府消費者基本計画の＜基本目標Ⅲ　消費者教育に関する計画的な施策の推進＞が該当）の作成又は変更に関して意見を述べること。

（３）（１）及び（２）に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項を定めること。

（構成）

第三条　協議会の委員は、大阪府消費者保護審議会（以下「審議会」という。）の委員がこれを兼ねる。

（任期）

第四条　協議会委員の任期は、審議会委員の任期とする。

（会長）

第五条　協議会に会長を置き、審議会の会長がこれを兼ねる。

（会議）

第六条　協議会は、会長が招集する。

２　協議会においては、会長が議長となる。

３　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　会長は、必要があると認めるときは、審議会に置かれた専門委員の出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）

第七条　協議会の庶務は、審議会の庶務に関する規定により行うものとする。

附則

この要綱は、平成３０年９月１０日から施行する。